

富山県警察職員の昇格昇給実施要領について（例規通達）

富山県警察職員の昇格及び昇給に伴う事務については、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「条例」という。）、給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号。以下「規則」という。）及び富山県単純労務職員の給与に関する規則（昭和34年富山県規則第42号）に基づき取り扱っているところであるが、その運用に関して、別添のとおり「富山県警察職員の昇格昇給実施要領」を制定し、平成24年3月23日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「富山県警察職員の昇格昇給取扱要領について」（平成18年12月26日付け富務第2227号）は、廃止する。

別添

富山県警察職員の昇格昇給実施要領

第1 目的

この要領は、富山県警察職員（以下「職員」という。）の昇格昇給事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 昇給の実施要領

1 昇給に係る評価の期間

規則第31条に定める昇給に係る評価の期間は、昇給日（1月1日）前1年間（以下「勤務成績評定期間」という。）とする。ただし、当該期間の中途において新たに職員となった者については、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間とする。

2 昇給区分及び昇給区分ごとの昇給の号給数

条例及び規則の規定に基づき、昇給区分及び昇給区分ごとの昇給の号給数（条例第4条第4項に定める職員（以下「標準の職員」という。）、同条第5項に定める行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上に相当するものとして人事委員会規則に定める職員（以下「特定の職員」という。）及び同項に定める55歳以上の職員で人事委員会規則に定める職員（以下「昇給抑制等職員」という。）ごとのものは、次の表のとおりとする。

昇 給 区 分		昇 給 の 号 給 数		
		標準の職員	特定の職員	昇給抑制等職員
A	勤務成績が極めて良好である職員	8号給	2号給	2号給
B	勤務成績が特に良好である職員	6号給	1号給	1号給
C	勤務成績が良好である職員	4号給	—	—
D	勤務成績がやや良好でない職員	2号給	—	—
E	勤務成績が良好でない職員	—	—	—

3 昇給区分の評定及び決定

(1) 昇給区分の評定及び決定は、公安職6級（警視の階級にある職員に限る。）、行政職6級、研究職5級及び教育職(1)3級以上の職員（以下「管理職員」という。）と管理職員を除く職員（以下「一般の職員」という。）に区分して行うものとし、それぞれの評定者及び調整者は次の表のとおりとする。

区 分		評 定 者	調 整 者
管 理 職 員	全 所 属	警 務 部 長	警 察 本 部 長
一 般 の 職 員	本 部	所 属 の 長	警 務 部 長
	警 察 署	署 長	

(2) 評定者は、昇給区分の評定を、次の表に掲げる職員層ごとに行うものとする。

職 員 層	給 料	初 任 層	中 間 層		管 理 職 層
		公安職	1級以上3級以下	3級以上6級以下	7級及び8級
行政職	1級及び2級	3級以上5級以下	6級及び7級	8級以上	
研究職	1級及び2級	2級以上4級以下	—	5級	

表	教育職(1)	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級	3 級及び 4 級	4 級
	技 労 職	1 級及び 2 級	3 級	—	—
備考					
1 教育職(1)の管理職層は、4 級以上かつ管理職手当 4 種以上の受給職員とする。					
2 職員が、初任層と中間層で重複する級に属する場合は、次の者を中間層とする。					
(1) 公安職 3 級33号給以上かつ30歳以上の職員					
(2) 研究職 2 級35号給以上かつ29歳以上の職員					
(3) 教育職(1) 1 級89号給以上かつ38歳以上の職員					
(4) 教育職(1) 2 級45号給以上かつ32歳以上の職員					

- (3) 昇給区分 A 及び B の職員の数は、職員層ごとに、勤務成績評定期間の 4 月 1 日現在の職員数に次の表の人員分布率を乗じて得た数を限度とする。ただし、警察本部長が管理職層の昇給区分を決定するにあたり、勤務成績に基づき、C の昇給区分に決定することが著しく不相当であって B の昇給区分に決定する必要があると認められる職員がいるときにおける人員分布率は、次の表の「人員分布率」項「管理職層」欄「B」の欄中「30%」とあるのは「30%を超え40%以下の範囲内において必要と認められる割合」とする。

職 員 層	初 任 層		中 間 層		管 理 職 層	
	A	B	A	B	A	B
人 員 分 布 率	5 %	20 %	5 %	20 %	10 %	30 %

- (4) 昇給区分 A 及び B の職員に係る昇給の号給数の合計は、昇給区分 A の昇給者数及び昇給区分 B の昇給者数の合計数に当該昇給の号給数を乗じて得た数の合計を限度とする。
- (5) 警察本部長は、前記(3)及び(4)に定める範囲内において、管理職員及び一般の職員の別に昇給区分 A 及び B の職員の数及び昇給の号給数の合計を定め、評定者へ通知するものとする。
- (6) 評定者は、通知された範囲内において評定を行うものとし、評定の結果を、勤務成績評定書（様式第 1 号。以下「評定書」という。）により（一般の職員の区分に係るものは、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して）調整者へ報告するものとする。
- (7) 調整者は、評定書を審査し、必要に応じて評定者の意見を聴取した上で、職員の昇給区分を決定するものとする。
- 4 評価結果と昇給区分の基準

昇給区分は、富山県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年富山県警察本部訓令第16号。以下「人事評価訓令」という。）に定める定期評価結果（以下「評価結果」という。）に準じ、次の基準に基づいて評定及び決定するものとし、この評定及び決定をもって規則第31条に定める勤務成績の証明とする。

- (1) 昇給区分 A 又は B を適用する場合

ア 評価結果Aの該当者の数が昇給区分Aの職員の数の限度を超える場合は、前年及び前々年の評価結果を参考にして、昇給区分Aの職員の数の限度内で昇給区分Aを適用する。昇給区分Bについても同様とする。

イ 前記アにおいて、昇給区分Aとならなかった評価結果Aの該当者は、優先して昇給区分Bを適用する。この場合において、翌年も引き続いて評価結果Aに該当する者は、翌年、優先して昇給区分Aを適用する。昇給区分Bとならなかった評価結果Bの該当者についても同様とする。

(2) 昇給区分Dを適用する場合

ア 勤務成績評定期間において、戒告の処分を受けた者

イ 勤務成績評定期間において、富山県警察職員の懲戒の手續に関する訓令（平成13年富山県警察本部訓令第16号。以下「懲戒訓令」という。）第19条に定める訓戒等の処分（監督責任に基づく注意処分を除く。）を受けた者

ウ 人事委員会の定める事由（給料に関する規則の運用について（平成18年富人委第13号）第33条関係）以外の事由（(3)イにおいて同じ。）によって勤務成績評定期間の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない者

エ 前記アからウに定める場合のほか、評価結果Dの該当者、又は評定者が昇給区分Dを適用する必要があると認めたとき。

(3) 昇給区分Eを適用する場合

ア 勤務成績評定期間において、停職又は減給の処分を受けた者

イ 人事委員会の定める事由以外の事由によって勤務成績評定期間の2分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない者

ウ 前記ア及びイに定める場合のほか、評価結果Eの該当者、又は評定者が昇給区分Eを適用する必要があると認めたとき。

(4) 評価結果の評定期間と勤務成績評定期間が異なる場合において、評価結果の評定期間終了後に懲戒処分又は懲戒訓令第19条に定める訓戒等の処分（以下「懲戒処分等」という。）を受けたことが、直近の昇給区分の決定に反映された者については、次回の昇給において当該懲戒処分等を昇給区分の決定に反映させないものとする。ただし、事務手続上直近の昇給に反映させることが困難であるときは、この限りでない。

5 昇給区分の職員への通知

(1) 昇給する職員に対しては、昇給昇格発令通知書（様式第2号）により昇給区分を通知するものとする。

(2) 昇給しない職員で昇給区分がD以下に決定された職員に対しては、昇給区分通知書（様式第3号）により昇給区分を通知するものとする。

6 最高号給を受ける職員についての適用除外

職務の級の最高号給を受ける職員には、本例規通達を適用しない。

第3 昇格の実施要領

1 昇格に係る評価の期間

昇格に係る評価の期間は、原則として勤務成績評定期間とする。

2 昇格の基準等

- (1) 昇格は、条例及び規則のほか、「公安職給料表適用職員の昇格の基準について（通知）」（平成18年3月31日付け富人委第38号）及び「行政職給料表適用職員等の昇格の基準について（通知）」（平成18年3月31日付け富人委第37号）に定める基準により行うものとする。
- (2) 昇格のうち職の昇任（富山県警察官の任用に関する訓令（平成元年富山県警察本部訓令第20号）第9条第1項及び富山県警察の一般職員の任用に関する訓令（昭和40年富山県警察本部訓令第20号）第4条第1項本文に規定する職の昇任をいう。以下同じ。）を伴わないものについては、前記第2の2から4までの規定に準じて行うものとする。
- (3) 昇格のうち職の昇任を伴うものについては、前記第2の4(2)及び(3)の規定に準じて行うものとする。

3 評価の期間の特例

職員を定期人事異動日又は4月1日に昇格させようとする場合で、当該職員が勤務成績評定期間終了後の翌日から昇格の前日の間に懲戒処分等を受けたときは、その事実を当該昇格に反映させることとする。ただし、事務手続上当該昇格に反映させることが困難であるときは、この限りでない。

なお、懲戒処分等が昇格に反映された者には、原則として反映されたことによって延伸された昇格に再度当該懲戒処分等を反映させないものとする。

様式省略